

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

広島市は、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において、「広島県におけるイベントの開催条件」が改訂されたことを踏まえ、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を11月26日に改訂しました。

本市主催のイベント等の開催については、11月26日から当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、市民や企業等の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、主催されるイベント等につきまして、この基本方針に準じた取扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

広島市

令和3年11月26日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年11月26日改訂）

本市主催のイベント等^{*}の開催については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、広島県から示された「広島県におけるイベントの開催条件について」等を踏まえ、11月26日から当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベントの開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等とし、広島市の公益的法人等主催のものを含む。

1 参加人数

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、以下の参加人数を目安として、イベントを開催することができる。

次の人数上限（A）と収容定員に収容率を乗じて算定した人数（B）のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件（※1） 「大声なし」が担保され、参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベント
人数上限（A）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	収容定員まで
収容率（B）	■大声なし（※2） 100%（収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔） ■大声あり 50%（収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔（※3））	100% （収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔） ※大声なしの担保が前提

※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

※3 十分な人と人との間隔は、できるだけ2m、最低1mとする。この間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

2 感染防止対策

イベント開催に当たっては、別紙1に示す基本的な感染症対策に必要な取組等を実施すること。

3 飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては、引き続き、飲食が可能として設定されたエリア以外（例：観客席等）においては自粛を求める。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保や、マスクを外す時間を短くするために飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではない。

4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

5 感染防止安全計画の提出等

大声なしのイベントについては、「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

(1) 大声なしの担保を前提に、5,000人超かつ収容率50%超で開催しようとするイベントに適用する。（大声ありのイベントは、対象とならない。）

(2) 開催に当たっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。

(3) 感染防止安全計画を県の確認を受けたのちに、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する旨の公示が行われた場合は、原則、当該措置の目安を超える入場者に対して、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を求める。（緊急事態措置等における人数要件の目安は、別紙2のとおり。）

※ 全国的な移動を伴うイベント又は1,000人超のイベントを対象に実施していた県への事前相談は、廃止する。

6 イベント開催にかかる手続き

イベント開催に当たっては、県から示された「イベント開催にかかる手続きについて」（別紙3のとおり）に従い、必要な手続きを行うこと。